

平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46万1,000人と、給与所得者の約3割に達しています。また、道内の非正規労働者91万人（雇用労働者の39.7%）のうち、29万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で行う政府の雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すと合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たり、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 できる限り早期に全国最低800円を確保、平成32年までに全国平均1,000円を目指すという目標を掲げた雇用戦略対話合意、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略、さらにはニッポン一億総活躍プランを十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 最低賃金の引き上げを図ることと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長